

1 設備投資に対する助成（企業立地助成金、本社機能施設等移転助成金、サプライチェーン再構築助成金、物流業務施設立地助成金）

区分			企業立地助成金							本社機能施設等移転助成金		
			市単独		県要綱適用					市単独	県要綱適用	
対象業種			製造業、非製造業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業）							本社機能（以下の部門）を有する事業所 ①調査及び企画部門、②情報処理部門、③研究開発部門、④国際事業部門、⑤商業事業部門、⑥サービス事業部門、⑦その他管理業務部門		
事業区分			新設	増設	新設	増設		大規模特認 （新設・増設）	スーパー特認 （新設・増設）	市単独 （新設・増設）	通常 （新設・増設）	特認 （新設・増設）
						通常	大規模					
要件	投下固定資産額 （※中小企業）	製造業	1億円以上 （※5千万円以上）	5億円以上 （※5千万円以上）	5億円以上	5億円以上	100億円以上	50億円以上	100億円以上	5千万円以上	5千万円以上	100億円以上
		非製造業	5千万円以上									
	新規雇用者数 （※中小企業）	製造業	10人以上 （※3人以上）		10人以上		20人以上 30人未満	60人以上	100人以上	3人以上 （※1人以上）	5人以上 （※1人以上）	60人以上
		非製造業	ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業：10人以上 デザイン業：5人以上									
	その他			—	—	—	—	—	—	産業構造の高度化に 資すると認められること		
投下固定資産額に 対する助成率		製造業	5%		10%			100億円以下：10% 100億円超：2%				
		非製造業			7.5%			100億円以下：7.5% 100億円超：1%				
限度額		製造業	1億円		2億円			5億円	30億円			
		非製造業			1.5億円			2.5億円	15億円			

区分		サプライチェーン再構築助成金						物流業務施設立地助成金			
		市単独		県要綱適用				市単独		県要綱適用	
対象業種		製造業						製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業			
事業区分		新設	増設	新設	増設		大規模特認 (新設・増設)	新設	増設	新設	増設
					通常	大規模					
要件	投下固定資産額 (※中小企業)	1億円以上 (※5千万円以上)	2.5億円以上 (※5千万円以上)	2.5億円以上	2.5億円以上	100億円以上	50億円以上	1億円以上 (※5千万円以上)	5億円以上 (※5千万円以上)	5億円以上	5億円以上
	新規雇用者数 (※中小企業)	10人以上 (※3人以上)		10人以上		10人以上 15人未満	60人以上	10人以上 (※3人以上)		10人以上	
	その他	・海外の自社工場で生産していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替えること ・海外の取引先から輸入していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替えること ・海外からの製品・部素材の調達を国内に切り替える企業からの依頼により新たに市内工場で生産すること						高度な物流機能を有すること (物資の仕分、搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有すること)			
投下固定資産額に対する助成率		5%		10%			100億円以下:10% 100億円超:2%	5%		7.5%	
限度額		1億円		2億円			5億円	1億円		1.5億円	

2 上記以外の助成（環境整備補助金、雇用促進奨励金、事業補助金、利子補給金、集団化施設設置助成金）

区分		環境整備補助金		雇用促進奨励金	事業助成金	利子補給金	集団化施設設置事業助成金
		市単独	県要綱適用				
交付対象者		助成対象施設等の新設・増設に伴い、工場敷地内の緑化等の環境整備を行う設置者		助成対象施設等の新設・増設、集団化施設の設置に伴い、新規雇用者を雇用する設置者	公共性を有する共同化施設を設置する中小企業団体等	共同化施設の整備のために高度化資金を借り入れた中小企業団体等	集団化施設を設置した中小企業団体等
対象経費・要件等		次の施設等の環境整備に要する経費 ・廃棄物処理施設 ・緑地、池などの環境施設 ・消融雪装置、除雪機械 ・ソーラーパネル等の新エネルギー設備 ・LED街灯等の省エネルギー設備 等		・操業開始後1年以内に10人以上の新規雇用者を雇用すること ・公害の発生防止について、適正な措置がなされていること ・地域の振興上適当と認められること	直接必要な土地、建物、構築物等の整備に要する経費	高度化資金を借り入れた日から3年分の借入利子	直接必要な土地、建物、構築物等の整備に要する経費
助成割合		25%	市長が別に定める	新規雇用者（市民又は市民となる者に限る。） 1人につき20万円	20%	50%	3%
限度額		500万円	1千万円	1工場につき3千万円	・アーケード、タイル舗装及びカラー舗装 1千万円 ・照明施設 500万円 ・商店街の共同駐車場 1千万円 ・共同展示施設及び共同情報提供施設 300万円 ・共同放送施設 500万円 ・その他市長が必要と認める施設 1千万円	—	1千万円